

平成 20 年

宝達志水町議会議録

第 1 回臨時会

平成20年 5 月 7 日 開会

平成20年 5 月 7 日 閉会

宝達志水町議会

本臨時会に付議された議案件名

- 同意第 1 号 宝達志水町教育委員会委員の任命について
- 同意第 2 号 宝達志水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 3 号 宝達志水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 4 号 宝達志水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 5 号 宝達志水町固定資産評価員の選任について

平成20年 5 月 7 日（水曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	9 番	北 本 俊 一
2 番	柴 田 捷	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治
8 番	守 田 幸 則		

欠席議員

3 番 津 田 勤

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
副 町 長	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情報推進室長	田 村 淳 一
企画財政課長	太 田 永 作
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長	山 田 久 延
環境安全課長	高 松 守 成
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	鍛 治 一 良
建 設 課 長	土 上 猛
上下水道課長	高 下 良 博
学 校 教 育 課 長	松 田 正 晴
生 涯 学 習 課 長	源 大 恵

会 計 課 長 中 村 清 康
志雄病院事務局長 米 谷 勇 喜

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 1 号 宝達志水町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 2 号 宝達志水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 同意第 3 号 宝達志水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 同意第 4 号 宝達志水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 同意第 5 号 宝達志水町固定資産評価員の選任について
- 日程第 9 質 疑
- 日程第10 討 論
- 日程第11 採 決
- 日程第12 委員長報告
- 日程第13 委員長報告に対する質疑
- 日程第14 討 論
- 日程第15 採 決

開会・開議

議長（近岡義治君） ただいまから平成20年第 1 回宝達志水町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（近岡義治君） それでは、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、12番 小島昌治君、9番 北本俊一君を指名いたします。

会期の決定

議長（近岡義治君） 次に、日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（近岡義治君） 次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

まず、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情は、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成20年 2 月分及び 3 月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今臨時会の説明員の職、氏名は一覧表としてお手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

町長提出議案の上程・説明

議長（近岡義治君） これより日程第4 同意第1号 宝達志水町教育委員会委員の任免についてから同意第5号 宝達志水町固定資産評価員の選任についてまでの5件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日ここに、平成20年第1回宝達志水町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参会を賜りましたことに心からお礼申し上げます。

今臨時会に提案いたします案件は、任期満了に伴います教育委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の人事案4件と定期人事異動に伴います固定資産評価員の人事案1件であります。

まず、同意第1号 宝達志水町教育委員会委員の任命についてであります。

委員には、宝達志水町北川尻△13番地、寺谷良一氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号から同意第4号は、宝達志水町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

委員には、宝達志水町今浜夕88番地、角 又喜氏と宝達志水町出浜へ34番地、釜谷十六夫氏の両氏を再任するとともに、新たに宝達志水町杉野屋ワ195番地、中橋 樹氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、退任される水本日出夫氏におかれましては、これまで町政の運営に御協力を賜りましたことに対し、この場をかりまして厚くお礼申し上げます。

続きまして、同意第5号 宝達志水町固定資産評価員の選任についてであります。

さきの定期人事異動での税務課長の交代に伴い、新たに税務課長となりました宝達志水町向瀬クの4番地、山田久延氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる決議

を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

採 決

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。同意第1号 宝達志水町教育委員会委員の任命についてから同意第5号 宝達志水町固定資産評価員の選任についてまでの5件は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第1号から同意第5号までの5件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決を行います。

同意第1号 宝達志水町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（近岡義治君） 次に、同意第2号 宝達志水町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

同意第2号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（近岡義治君） 次に、同意第3号 宝達志水町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

同意第3号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（近岡義治君） 次に、同意第4号 宝達志水町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

同意第4号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（近岡義治君） 次に、同意第5号 宝達志水町固定資産評価員の選任についてを採決します。

同意第5号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

委員長報告

議長（近岡義治君） 日程第12 委員長報告を行います。

総務常任委員会及び教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました請願第1号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての請願及び請願第2号 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願についての請願2件について、常任委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いします。

総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

さきの定例会において当委員会に付託され継続審査となっていました請願1件について、本日、総務常任委員会を開催し審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されていた案件は、請願第2号 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願であります。

委員会では、4月28日から始まっている2010年核兵器不拡散条約運用検討会議第2回準備委員会で、我が国代表は、核兵器不拡散条約体制の維持・強化やすべての核兵器国による透明性のある核削減の重要性を主張した。また、平和を願う気持ちは政府も本町も皆同じであり趣旨には賛同するが、本町では既に平成18年9月21日、定例会において「非核・平和宝達志水町を宣言する決議」をしており、改めて意見書を提出するまでもないとの意見があり、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、当委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

教育厚生常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

第1回定例会において、当委員会に付託され継続審査となっていました請願第1号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての請願につきまして、4月23日、教育厚生常任委員会を開催し審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

さきの定例会では、4月以降、救済の幅を広げる新たな審査方法が導入されることにより、国による認定状況を見きわめるため継続審査となっていました。4月に入り、新たな審査方法により新設された専門部会では、原爆症の認定を求めた69人のうち63人を認定し、残る6人も却下ではなく書類不備による保留とするなど、原爆症の積極認定となりました。

当委員会では、国の原爆症認定の新基準は審査のスピードアップが図られている、また、救済色も強まり順調な滑り出しであるとの意見があり、本請願の趣旨はおおむね達成できているとして不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、教育厚生常任委員長報告といたします。

委員長報告に対する質疑

議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討 論

議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願そして原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての請願、この2つの請願に対する賛成討論を行います。

ただ、討論は、原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての請願のみにとどめます。

厚生労働省が認めなかった原爆症認定を裁判で覆す例が多く出ています。それを被爆者団体に問い合わせたところ、それを受けて自民党国会議員の原爆症の認定を早期に実現する会が勧告的意見を発表しました。先ほど教育厚生委員長が言われた69人の申請のうち63人を認定したという後で、自民党の国会議員が勧告的意見を発表したのであります。まだまだ申請者はふえ続けているのであります。

原爆症の認定を早期に実現する会の勧告的意見の中身を読みますと、一日でも早く多くの被爆者を認定すべしという中身であります。画期的であります。これは、厚生労働省がつくった新たな原爆症の認定基準が、多くの被爆者の方が患っている肝機能障害や甲状腺機能障害を排除したこと、もう一つは、原爆の被害を受けたと認定されるときには3.5キロメートル以内にいたこと、何時間かずっと居続けていたことという厳しい基準があるからであります。これに対する批判とも言えるものであります。このことなどもあり、県内でも、全国でも、多くの自治体で賛成の意見書が提出されたのだと思います。

この問題は、そもそもが、当時の大量殺りく兵器を禁止した国際法を無視して、アメリカが広島、長崎に原爆を投下したこと、その投下し責任を当時の日本政府がサンフランシスコ条約でアメリカの責任を免罪したためであります。そうであるならば、被爆者の健康、生活保障を行うのが日本政府であるべきであります。しかし、実態は、わずか被爆者の1%でしか、原爆被爆者として援護を受ける対象になり得ていません。被爆者は高齢化し、多くの方が原爆症で亡くなっておられます。一日も早く原爆投下に対する責任を求めるこの請願に賛成されますことを求め、賛成討論とするものであります。

以上。

議長（近岡義治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

請願第1号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての請願を採決します。

この表決は起立により行います。

請願第1号について教育厚生常任委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択と決定されました。

議長（近岡義治君） 次に、請願第2号 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願を採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号は採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択と決定いたしました。

閉議・閉会

議長（近岡義治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成20年第1回臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 岡 義 治

署名議員 小 島 昌 治

署名議員 北 本 俊 一